

研究費の不正使用防止に係る現状と今後の取り組みの主な変更点

事項	現状	今後の取り組み	留意事項等
研究費の計画的執行			
科研費の執行状況について	財務課で収支簿により定期的に執行状況を確認のうえ各研究者に通知している	執行状況を確認の結果、相当の理由なく執行が著しく遅れている場合、総務・財務担当理事から当該研究者に対し、執行を促す	
購入物品の検収			
検収担当者による検収	原則検収を行っているが、立替払いによる購入等例外的に検収を行っていない場合がある	すべての購入物品について、検収担当者による検収を実施する	図書については図書館総務係、雑誌については図書館参考係、それ以外の物品については財務課契約係を検収窓口とする
立替払いで購入した物品の納品検収	立替払いを行った教員が検収を行っている	立替払請求書及び領収書とともに購入物品を検収窓口に持参し検収を受けることとするが、大型物品等で持参不可能な場合、検収担当者が出向いて検収を行う	
緊急に大学生協店頭で購入した物品の納品検収	検収窓口に購入物品を持参した場合のみ検収担当者が検収を行っている	納品書とともに購入物品を検収窓口に持参し検収を受けることとするが、大型物品等で持参不可能な場合、検収担当者が出向いて検収を行う	
旅行の事実確認			
航空機を利用した場合の添付書類	領収書のみ提出を義務づけている	領収書に加え、搭乗半券、搭乗証明書等搭乗の事実を確認できる書類の提出を義務づける	学外者、海外からの招聘者については、搭乗半券の写し又は航空券等の写しでも差し支えない
学会や会議等に参加する場合の添付書類	開催案内等を任意に提出している	開催案内、参加者名簿等の写しの提出を義務づける	参加者名簿は、作成されている場合のみ提出
研究打合せ、資料調査等の用務の場合	特に定めていない	旅行命令簿に打合せ等の日程、相手方の所属等の記入を義務づける	

研究費の不正使用防止に係る現状と今後の取り組みの主な変更点

事項	現状	今後の取り組み	留意事項等
謝金の事実確認			
講演会や研修会等の講師に支払う場合の添付書類	講演案内等を任意に提出している	講演案内、実施プログラム等の写しの提出を義務づける	
資料整理、実験補助等の従事者に対して支払う場合の出勤表の提出	謝金支出依頼者が「謝金支出依頼書」とともに財務課に持参している	従事者が実施月ごとに財務課に直接持参し、確認を受ける	勤務時間及び業務内容は、従事者が従事した日毎に自筆で記載しなければならない
他機関に所属する者が従事者となる場合の確認者及び出勤表の提出	謝金支出依頼者が確認者となり、出勤表を財務課に持参しているが、どのように事実確認を行っているか不明	謝金支出依頼者が当該機関の教職員等に、従事者の業務内容の確認及び出勤表の謝金支出依頼者への送付を依頼する	財務課で必要に応じ、電話等により従事者に対し業務内容等の事実確認を行う
勤務実施場所が従事者の自宅等で確認者が事実を確認できない場合	確認者の押印があれば、特に支出を制限していない	事実確認が行えないため、謝金を支出することはできない	
教職員への周知及びコンプライアンスの徹底			
研究費に関する相談窓口	内容により、それぞれの担当係で相談を受け付けている	補助金の申請や実績報告等に関する窓口を総務課に、執行の事務処理手続き等各種ルールに関する窓口を財務課に設置	
諸規程等の周知・徹底のための説明会への出席	出席は任意としている	科研費に採択された研究者の出席を義務づける	